



栃木県公報

令和4(2022)年
10月14日(金)
第346号

目次

告 示

○鳥獣保護区の存続期間の更新	1017
○特別保護地区の指定	1029
○特定猟具使用禁止区域の指定	1033
○准看護師試験の実施	1052
○道路の区域の変更	1053
○道路の供用開始	1054
○土砂災害警戒区域の指定に関する告示の一部改正	1055
○土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示の一部改正	1055
○土砂災害警戒区域の指定	1056
○建築基準法による道路の位置指定	1056
○建築基準法による道路の位置指定の廃止	1056

公 告

○水源地域の指定の案の縦覧等	1057
○開発行為の工事完了	1058

告 示

栃木県告示第492号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和4(2022)年10月14日

栃木県知事 福田 富一

鳥獣保護区の名 称	鳥 獣 保 護 区 の 区 域 及 び 面 積	鳥 獣 保 護 区 の 存 続 期 間	鳥 獣 保 護 区 の 保 護 に 関 する 指 針
五 十 里 鳥 獣 保 護 区	1 区域 日光市川治温泉川治地内の五十里ダムの西端を起点とし、同所から一般国道121号を北西に進み葛老トンネルの交点に至り、同所から国有林日光森林管理署14林班へ88小班と五十里湖畔との境界を北東に進み14林班ほ53小班と一般国道121号との交点に至り、同所から一般国道121号を北西に進み海尻橋に至り、同所	令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、利根川水系の鬼怒川支流男鹿川を五十里ダムの設置により堰き止めてできた人造湖五十里湖を中心とし、クリ、ミズナラ等の広葉樹林などが植生する地域である。マガモやコガモなど冬鳥の飛来がみられるほか、付近ではイヌワシなどの稀少猛禽類も確認されており、獣類についてはニホンカモシカなどが生息している。 このため、当地域は野生鳥獣の生

	<p>から五十里湖西側の同国道を北西に進み赤夕大橋に至り、同所から一般県道黒部西川線を北西に進み同県道と糸沢との交点に至り、同所から直線で北方の広手沢に至り、同所から同沢を北西に進み高瀬山山頂の三角点に至り、同所から国有林日光森林管理署135林班と134林班との林班界を東進し五十里湖北端との交点に至り、同所から一般国道121号の日光市独古沢と同市五十里の境界地点に向かって南東に進み同境界地点に至り、同所から同国道を南進し五十里湖海渡り大橋に至り、同所から五十里湖東側の同国道を南進し穴沢本流に至り、同所から同本流を北東に進み狸原山山頂の三角地点に至り、同所から尾根に沿って南西に進み五十里ダムに至り、同所から同ダムに沿って西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 946ヘクタール</p>		<p>息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>塩原 鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 ア 那須塩原市塩原地内主要地方道藤原・塩原線と空沢との交点を起点とし、同所から同沢を南東に進み那珂川森林計画区390林班と408林班との林班界に至り、同所から同林班界を西進し同計画区390林班と415林班との林班界に至り、同所から同林班界を南進し那須塩原市と日光市との行政界に至り、同所から同行政界を南進し鶏頂山神社の参道に至り、同所から同参</p>	<p>令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該地区は、那須塩原市西部及び日光市東部に位置し高原山の北部にあたる。明神岳等の塩原火山群を形成する山岳地帯、大塩沢等の沢の流れによる急峻な地形等、多彩な地形を有している。植生は大部分がクリ・ミズナラ群落およびスギ・ヒノキ・カラマツの植生林であるが、一部標高の高い箇所ではコメツガ群落もみられる。このような自然環境を反映して、クマタカ、ニホンカモシカなどを始め多様な鳥獣が生息している。</p>

	<p>道を北西に進み主要地方道藤原・塩原線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>イ 那須塩原市湯本塩原地内、国有林那珂川森林計画区397林班に小班、399林班中ら、口2小班、403林班ほ小班、405林班た小班、406林班て小班</p> <p>2 面積 854ヘクタール</p>		<p>このため当地域は、野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>唐 沢 山 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 佐野市堀米町地内の県道唐沢山公園線と佐野市道2級153号線との交点を起点とし、同所から同市道に沿って北進し佐野市道2級152号線との交点に至り、同所から同市道に沿ってさらに西進し県道堀米停車場線との交点に至り、同所から同県道に沿って北進し同県道に接続する佐野市道2級149号線に至り、同市道に沿ってさらに北進し県道佐野田沼線との交点に至り、同所から同県道に沿って北西に進み秋山川右岸との交点に至り、同所から秋山川右岸に沿って北進し県道栃木田沼線との交点に至り、同所から同県道に沿って北東に進み佐野市道藤坂線との交点に至り、同所から同市道に沿って北西に進み佐野市道本町枯木線に至り、同所から同市道に沿ってさらに北西に進み佐野市道停車場下白石線との交点に至り、同所から同市道に沿って北東に進み県道柏倉葛生線との交点に至り、同所から同</p>	<p>令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、佐野市東部・栃木市岩舟町西部の低山地帯に位置し、唐沢山県立自然公園を中心とする区域である。区域内にはクヌギ、コナラ、シラカシ等から成る広葉樹林やアカマツ、スギ、ヒノキ等からなる針葉樹林の林相がモザイク状に形成され、このような自然環境を反映して、キビタキ、オオルリ、ヤマガラ等の森林性の鳥類、キツネ、タヌキ等の獣類といった多様な鳥獣類が生息している。また、栃木県版レッドリストに掲載されているミゾゴイ(絶滅危惧Ⅰ類)、ハチクマ(絶滅危惧Ⅱ類)、オオタカ(準絶滅危惧種)等の希少種の生息も確認されている。</p> <p>このため、当該区域は、森林性野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>

	<p>県道に沿って南進し、さらに東進し佐野市と栃木市との境界に至り、同所から三角点297米に通じる山道に沿って南進し三角点297米に至り、同所から栃木市岩舟町中妻へ達する稜線（唐沢山県立自然公園境界）に沿って南進し県道中藤岡線に至り、同所から同県道に沿って南進し栃木市道2068号線との交点に至り、同所から同市道に沿って南西に進み、県道栃木佐野線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道唐沢山公園線との交点に至り、同所から同県道に沿って西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 2,015ヘクタール</p>		
<p>八 溝 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 那須郡那須町大字梓地内町道山神線とホヤギ沢右岸との交点を起点とし、同所から同沢右岸に沿って北東に進み梓県営林境界との交点に至り、同所から同境界を北進し国有林との境界に至り、同所から同境界を東進し福島県との県境に至り、同所から同境界を南進し栃木県、福島県、茨城県との境界に至り、同所から茨城県との県境を南西に進み、小山沢林道南側境界との交点に至り、同所から同境界を西進し一般県道南方須佐木線との交点に至り、同所から同県道を南進し歩道（通称小滝沢歩道）との交点に至り、同所から同境界を北西に進み帝国造林株式</p>	<p>令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該地区は、那須町南東部と大田原市北東部に位置し、スギやヒノキなどの人工林が主であるが、その他クリ・ナラなどの広葉樹も混在し、全体として豊かな森林環境が保たれている。このような優れた自然環境を反映して、当該地区には多くの森林性の鳥獣が多数生息している。 このため、野生鳥獣の保護と貴重な生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>

会社所有山林境界との交点に至り、同所から同境界を北西に進み国有林との境界に至り、同所から同境界を北進し再び帝国造林株式会社所有山林境界との交点に至り、同所から同境界を北東に進み那須町と大田原市との境界に至り、同所から同境界を東進し一般県道大子那須線西側境界との交点に至り、同所から同境界を北西に進み平成11年度樹立那珂川地域森林計画区伊王野地区51林班と52林班の境界との交点に至り、同所から同境界を北東に進み同50林班境との交点に至り、同所から同所に交わる沢（通称ヤマブキ沢）の左岸を北東に進み下駄小屋沢右岸との交点に至り、同所から同右岸を北西に進み沢（通称赤目の沢）左岸との交点に至り、同所から同左岸を北東に進み那珂川森林計画区伊王野地区47林班と48林班との境界との交点に至り、同所から同所に交わる沢（通称油沢）左岸を北西に進み林道入会山線との交点に至り、同所から同林道を東進し沢（通称三本栗沢）の左岸との境界に至り、同所から同左岸を北進し尾根に至り、同所から同所に交わる沢（通称六号沢）右岸を北進し町道山神線との交点に至り、同所から同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

2 面積

1,088ヘクタール

尾 出 山

1 区域

令和4(2022)年

1 県指定鳥獣保護区の指定区分

<p>鳥獣保護区</p>	<p>鹿沼市上永野百川国有林602林班に小班 2 面積 37ヘクタール</p>	<p>11月1日から令和14(2032)年10月31日まで</p>	<p>森林鳥獣生息地 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該地区は、鹿沼市南部の尾出山山頂より北東斜面にかけての一角であり、ブナ、ミズナラなどの広葉樹林が良好に保全されている地域である。このような自然環境を反映して、ヤマドリ、ヤマネ、ニホンカモシカなど多様な鳥獣が生息している。 このため、当地区は野生鳥獣の生息に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。 3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>矢ノ目ダム 鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 那須郡那須町大字豊原地内一般国道4号と板敷川左岸との交点を起点とし、同所から同左岸を南東に進み秀和管理(株)トーカー那須別荘敷地との交点に至り、同所から同所有地界を北東に進み矢ノ目ダム上流の認定外水路左岸との交点に至り、同所から同水路左岸を北上し町道夕狩七曲線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道七曲矢ノ目ダム線との交点に至り、同所から同町道を南進し那須町有林と私有地との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し町道矢ノ目水原線との交点に至り、同所から同町道を南進し一般県道豊原停車場線との交点</p>	<p>令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、那須町の北東部に位置し、東部には矢ノ目ダムがあり、その周辺には学校林や町有林などがある。区域の多くは森林であるが、農地も点在し、また別荘分譲地も多い。林相は、主に落葉広葉樹林が占めているが、アカマツ、スギ、ヒノキ等の造林樹種もみられ、変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、森林性のもの、草地性のもの、沼沢地性のものと多様な鳥類が生息している。 このため、当地域は、野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。 3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のた</p>

	<p>至り、同所から同県道を北西に進みJR管理道との交点に至り、同所から同管理道を南進し滝の沢左岸との交点に至り、同所から同左岸を南進し農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み秀和管理(株)トーカン那須別荘管理道に至り、同管理道を北進し一般国道4号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 459ヘクタール</p>		<p>めの見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>箒川鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 矢板市土屋地内一般国道4号と市道土屋4号線との交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み市道108号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道山田2号線との交点に至り、同所から箒川右岸に通じる農道を東進し矢板市と大田原市の行政界に至り、同所から箒川右岸の堤防を直角に見通し箒川左岸の堤防に至り、同所から同堤防を南東に進み一般国道4号に至り、同所から同一般国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 78ヘクタール</p>	<p>令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 希少鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、矢板市の東北、大田原市の南西に位置し、本県でも有数のチョウゲンボウの生息地で、特に箒川の浸食によって形成された崖面は格好の営巣地になっている。 このため、当地域は、野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>弁天沼鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 日光市木和田島字沼端384番地から391番地、同392番地1及び392番地2の区域</p> <p>2 面積 2ヘクタール</p>	<p>令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該地区は、日光市東部に位置する、向山北側の水田に囲まれた標高270mの湿原であり、付近の農村、田畑とあわせて里山の原風景を形成している。カラカネイトトンボなど水生昆虫をはじめ多様な動植物が生</p>

			<p>息している。</p> <p>今後とも自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
川崎城跡公園 鳥獣保護区	<p>1 区域 矢板市館ノ川地内県道矢板塩谷線と東北縦貫自動車道との交点を起点とし、同所から同自動車道を北西に進み、市道幸岡6号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道川崎反町幸岡1号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み宮川との交点に至り、同所から同河川右岸を南進し県道矢板塩谷線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 11ヘクタール</p>	令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、矢板市北西部に位置し、カワセミをはじめとする多様な鳥獣が生息している。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
鷲城 鳥獣保護区	<p>1 区域 小山市大字神鳥谷地内一般国道50号と市道4222号線との交点を起点とし、同所から同市道を南進し市道40号線との交点に至り、同所から同市道を西進し思川左岸堤防に至り、同所から同堤防を北進し一般国道50号との交点に至り、同所から同一般国道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、小山市中心部の南西側に位置し、思川の東岸に接した区域である。区域内には小山総合公園を含み、よく管理された草地や小川があり、ゲンジボタルが生息している。また公園に接して森林が形成されており、シイ・カシ類、ケヤキなどから成る広葉樹林やスギを中心とした針葉樹林が成立している。</p> <p>このように、当該区域は小さい面積ながら多様な環境を擁しており、</p>

	<p>2 面積 32ヘクタール</p>		<p>それを反映して草地を好む種から森林性のもの、水鳥まで多様な鳥類が生息しており、オオタカ（準絶滅危惧種）やチュウサギ（準絶滅危惧種）の生息も確認されている。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>小貝小学校 鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 市貝町大字市塙地内県道黒田市塙真岡線と町道前之内村上線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し県道芳賀茂木線との交点に至り、同所から同県道を北進し、さらに東進し町道西之内線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み町道市塙田野辺線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道前之内村上線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 223ヘクタール</p>	<p>令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当区域は、市貝町中部に位置する小貝小学校の南側丘陵地一帯である。スギやヒノキなど針葉樹とコナラやクヌギなど広葉樹からなる豊かな自然環境が残されているため、シジュウカラ、オオタカ、サシバを始め多様な鳥類が生息している。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>真名子小学校 鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 栃木市西方町大字真名子地内県道栃木栗野線と市道51016号線との交点を起点とし、同所から同</p>	<p>令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、栃木市の北部に位置し、スギ、ヒノキ、アカマツ等から</p>

	<p>市道を南進し栃木市立真名子小学校境界との交点に至り、同所から同境界を南進西進さらに北進し市道1009号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道2002号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道51019号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道51005号線との交点に至り、同所から同市道を北進し岡川との交点（大門橋）に至り、同所から同河川左岸を東進し渡良瀬川森林計画区栃木市真名子地区20林班との交点に至り、同所から同林班界を北進し同19林班との交点に至り、同所から同林班界を東進し同20林班ア準林班とイ準林班の準林班界との交点に至り、同所から同準林班界を南東に進みさらに東進し県道栃木栗野線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 23ヘクタール</p>		<p>成る針葉樹林コナラ、クヌギ、クリ等から成る広葉樹林が形成されている。このような自然環境を反映して、森林性鳥類としてシジュウカラやコゲラ等、獣類としてタヌキ、キツネ等が生息している。また、栃木県版レッドリストに掲載されているオオタカ（準絶滅危惧種）やサシバ（絶滅危惧Ⅱ類）などの希少種の生息も確認されている。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>那須みやま鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 那須郡那須町大字高久丙地内栃木県と福島県との県境と黒川に至る山道との交点を起点とし、同所から同山道を南進し町道大谷4～5号線との交点に至り、同所から同町道を南南東に進み一般県道豊原・大島線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み那須バケーションランドに至る農道との交点に至り、同所から同農道を南進し那須バ</p>	<p>令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 大規模生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 那須みやま鳥獣保護区は、那須町にある那須岳を中心とした那須山麓一体の地域である。面積1万ヘクタール以上の広大な森林地域で、三本槍岳、茶臼岳、白笹山などの那須火山帯群全域を含み、沼原湿原や茶臼岳周辺の高山植物群落等の草地、中腹にはネズコ、ウラジロモミ、カンバ類、ミズナラ等の亜高山性の針広混交林が分布し、シロヤシオの大規模群落等も残されるなど、多様かつ貴重な自然に恵まれた地域とい</p>

ケーションランド管理道との交点に至り、同所から那須北沢アイランド自治会管理道を南進し主要地方道那須・西郷線との交点に至り、同所から同県道を西進し余笹川に至りさらに西進し那須バケーションランド正門管理道との交点に至り、同所から同管理道路を北西に進み那須バケーションランド敷地境界との交点に至り、同所から同境界に沿って西進し白戸川左岸との交点に至り、同所から同左岸を北西に進み町道相鉄4号幹線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み一般県道湯本・大島線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道相鉄3号幹線との交点に至り、同所から同県道を南進し苦戸川との交点に至り、同所から同河川右岸を垂直に見通し一般県道那須・西郷線に通ずる那須バケーションランド管理道との交点に至り、同所から同管理道を南東に進み那須バケーションランド敷地境界との交点に至り、同所から同敷地境界を南進し一般県道那須・西郷線に通ずる山道との交点に至り、同所から同山道を南進し主要地方道那須・西郷線との交点に至り、同所から同県道(一部旧道)を南西に進み那須町道池田観音坂線との交点に至り、同所から同町道を道なりに進み県道那須高原線との交点に至り、同県道を南西に進み県道湯本・小島線と

える。地域内には、種の保存法の国内希少野生動植物種であるクマタカ、ハヤブサ等の猛禽類の生息が確認されている。

鳥獣の生息地としては種類及び生息数からみても栃木県内有数の生息地である。

また、ツキノワグマの生息する地域でもある。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区の存続期間を更新し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境の保護を図るものである。

3 管理方針

- (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。
- (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

の交点に至り、同所から同県道を南進し主要地方道那須・西郷線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み主要地方道那須高原線との交点に至り、同所から同県道を北進し町道守子室野井線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道横沢那須高原線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道湯本横沢線との交点に至り、同所から同町道を北東に50メートル進み平和観光開発株式会社敷地への進入路を北西に進み平和観光開発株式会社敷地境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し町道東9号線支線との接点に至り、同所から同町道を南進し那須ハイランドパーク管理道との接点に至り、同所から同管理道を南進し町道室野井ハイランドパーク線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み那須ハイランド敷地内管理道との接点に至り、同所から同管理道を北西に進み小沢名川との交点に至り、同所から同河川を北進し一般県道中塩原・板室・那須線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道板室沼原線との交点に至り、同所から同市道を北進し沢名川との交点に至り、同所から国有林那珂川森林計画区150林班界に沿って南進し、さらに同林班界に沿って西進し北進しさらに西進し同149林班との交点に至り、同所から同149林班

	<p>と同150林班との境界に沿って北進し沼原調整池との境界に至り、同所から同150林班界沿いに東進しさらに北進し同151林班との林班界に至り、同所から同151林班界沿いに北進しさらに西進し同157林班との交点に至り、同所から同151林班と同157林班との林班界を北西に進み西ボッチ峠に至り、同所から同158林班と同157林班との林班界を西進し深山湖に至り、同所から同158林班界沿いに北進し深山橋に至り、同所から大川沿いに北西に進み、さらに七千山県有林境を北西に進み福島県境との交点に至り、同所から同県境を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 11,970ヘクタール</p>		
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

栃木県告示第493号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和4(2022)年10月14日

栃木県知事 福田 富一

特別保護地区の名称	特別保護地区の区域及び面積	特別保護地区の存続期間	特別保護地区の保護に関する指針
<p>塩原特別保護地区</p>	<p>1 区域 那須塩原市湯本塩原地内、国有林那珂川森林計画区397林班に小班、399林班中ら、ロ2小班、403林班ほ小班、405林班た小班、406林班て小班、407林班て小班</p> <p>2 面積 147ヘクタール</p>	<p>令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>2 県指定特別保護地区の指定目的 当該区域は、那須塩原市西部に位置し、高原山の北部にあたる。明神岳、前黒山、富士山等の塩原火山群を形成する山岳地帯、大沼やヨシ沼等の池沼、急峻な地形等、多彩な地形を有している。植生は大部分がクリ・ミズナラ群落およびスギ・ヒノキ・カラマツの植生林であるが、一部標高の高い箇所ではコメツガ群落</p>

			<p>もみられる。このような自然環境を反映して、クマタカ、ニホンカモシカなどを始め多様な鳥獣が生息している。</p> <p>当該区域は、前黒山の北斜面と富士山の周辺および大沼周辺の3か所からなり、特に富士山・大沼周辺は「塩原自然探勝路」として遊歩道等の設備が整備されており、日光国立公園塩原地区のコアエリアである。</p> <p>天然林が適切に保全されており、オオアカゲラやクロツグミ、ルリビタキなどの森林性の鳥類が多数生息している。</p> <p>このため当該区域は、塩原鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 特別保護地区の再指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>唐 沢 山 特別保護地区</p>	<p>1 区域 佐野市富士町字富士山1-9、1-18番地及び佐野市栃本町字栃本山1-7、1-10番地の区域</p> <p>2 面積 171ヘクタール</p>	<p>令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>2 県指定特別保護地区の指定目的 唐沢山鳥獣保護区は、佐野市東部・栃木市岩舟町西部の低山地帯に位置し、唐沢山県立自然公園を中心とする区域である。区域内にはクスギ、コナラ、シラカシ等からなる広葉樹林やアカマツ、スギ、ヒノキ等からなる針葉樹林の林相がモザイク状に形成され、このような自然環境を反映して、キビタキ、オオルリ、ヤマガラ等の森林性の鳥類、キツネ、タヌキ等の獣類といった多様な鳥獣類が生息している。また、栃木県版レッドリストに掲載されているミゾゴイ(絶滅危惧I類)やハチク</p>

			<p>マ(絶滅危惧Ⅱ類)、オオタカ(準絶滅危惧)等希少種の生息も確認されている。</p> <p>当該鳥獣保護区の中でも、特に中心部である唐沢山神社周辺の区域では、樹齢数百年に及ぶアカマツ等が良好に保全されており、また栃木県版レッドリスト掲載種であるキンラン(準絶滅危惧)の生育も確認されている。また、トウキョウサンショウウオ(絶滅危惧Ⅱ類)やサシバ(絶滅危惧Ⅱ類)、サンコウチョウ(準絶滅危惧)の繁殖地となるなど、貴重な自然環境が保たれている。</p> <p>このため、当該区域は唐沢山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条1項の規定による特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 特別保護地区の再指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>那須御用邸特別保護地区</p>	<p>1 区域 環境省所轄那須平成の森及び那須郡那須町所在那須御用邸付属林(ただし、同町大字湯本字新林206番地36を除く。)及びこれに囲まれた民有地</p> <p>2 面積 1,228ヘクタール</p>	<p>令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分大規模生息地の保護区</p> <p>2 県指定特別保護地区の指定目的 那須みやま鳥獣保護区は、那須町にある那須岳を中心とした那須山麓一体の地域である面積1万ha以上の広大な森林地域で、三本槍岳、茶臼岳、白笹山などの那須火山帯群全域を含み、沼原湿原や茶臼岳周辺の高山植物群落等の草地、中腹にはネズコ、ウラジロモミ、カンバ類、ミズナラ等の亜高山性の針広混交林が分布し、シロヤシオの大規模群落等も残されるなど、多様でかつ貴重な自然に恵まれた地域といえる。この</p>

			<p>ような自然環境を反映して、オオタカ、ツキノワグマなど行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類を始め多様な鳥獣が生息している。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも那須御用邸特別保護地区は、那須岳の南東斜面に位置し、標高500mから1,400m程である。那須御用邸付属林内には余笹川、白戸川、苦戸川等が流れており、林相ではミズナラ、コナラが主体で、下層はツツジ類、ササ類が繁茂している。また、その豊かな自然は、野生鳥獣にとって非常に優れた生息環境となっており、ツキノワグマを始めとする哺乳類、オオタカ、ハイタカなどの猛禽類、カッコウ、アカゲラなどの鳥類が多種確認されている。</p> <p>このため、当該区域は、那須みやま鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 特別保護地区の再指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>奥那須国民の森 特別保護地区</p>	<p>1 区域 那須塩原市板室及び那須郡那須町湯本地内、国有林那珂川森林計画区131林班、151林班い～わ小班及びロ1小班、152林班中い、ろ、は、ち、り小班、153林班、160林班及び161林班の区域一円</p> <p>2 面積 697ヘクタール</p>	<p>令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の保護区</p> <p>2 県指定特別保護地区の指定目的 那須みやま鳥獣保護区は、那須町にある那須岳を中心とした那須山麓一体の地域である。面積1万ha以上の広大な森林地域で、三本槍岳、茶臼岳、白笹山などの那須火山帯群全域を含み、沼原湿原や茶臼岳周辺の高山植物群落等の草地、中腹にはネズコ、ウラジロモミ、カンバ類、ミズナラ等の亜高山性の針広混交林</p>

が分布し、シロヤシオの大規模群落等も残されるなど、多様でかつ貴重な自然に恵まれた地域といえる。このような自然環境を反映して、オオタカ、ツキノワグマなど行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類を始め多様な鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも奥那須国民の森特別保護地区は、那須火山群の南西中腹に位置し、標高1,200mの位置には沼原湿原があり、湿地性の植物が分布している。山頂はハイマツ群落の他種々の高山植物群落、中腹斜面にはネズコ、ウラジロモミ、ブナ、カンバ類、ミズナラの亜高山性の針広混交林が分布する豊かで多様な自然に恵まれており、野生鳥獣にとって非常に優れた生息環境となっている。また、森林生態系の頂点をなすオオタカ等の猛禽類やホシガラスやイワヒバリ等の高山性鳥類などが多種確認されている。

このため、当該区域は、那須みやま鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境の保護を図るものである。

3 管理方針

- (1) 特別保護地区の再指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。
- (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

栃木県告示第494号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和4(2022)年10月14日

栃木県知事 福田 富一

特定猟具使用禁止区域の名称	特定猟具使用禁止区域の区域及び面積	特定猟具使用禁止区域の存続期間	鳥獣の捕獲等の禁止に係る特定猟具の種類
宇都宮北部 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 宇都宮市石那田町地内市道2098号線と一般国道119号との交点を起点とし、同所から同一一般国道を北西に進み市道5199号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道694号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道680号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道684号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道691号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道690号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道宇都宮船生高德線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道678号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道1329号線との交点に至り、同所から同市道を西進しさらに南進し市道3207号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道1329号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道2098号線との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 261ヘクタール</p>	令和4(2022)年 11月1日から令和 14(2032)年10月 31日まで	銃 器
イーストウッド カントリー倶楽部 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 宇都宮市冬室町地内市道10122号線と山田川西側の農道との交点を起点とし、同所から同市道を2.1キロメートル西進し当該地点から500メートル北進し東京電力株式会社送電線中栃木線の鉄塔に至り、同所から同鉄塔工事用道路を北進し林道宮山田線との交点に至り、同所から同林道を200メートル北西に進み当該地点から320メートル北進し山の山頂に至り、同所からゴルフ場北側敷地沿いの沢を東進し西川に至り、同所から同河川を下流に東進し山田川との合流点30メートル手前の農道との交点に至り、同所から同農道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 110ヘクタール</p>	令和4(2022)年 11月1日から令和 14(2032)年10月 31日まで	銃 器
西方町真名子 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 栃木市西方町大字真名子地内栃木市道51001号線と栃木市道2022号線との交点を起点とし、同所から栃木市道2022号線を南東に進み赤津川との交点(中内橋)に至り、同所から南進し渡良瀬川森林計画区栃木市真名子</p>	令和4(2022)年 11月1日から令和 14(2032)年10月 31日まで	銃 器

	<p>地区12林班エ準林班と同ウ準林班との準林班界に至り、同所から同準林班界を南進し同11林班と同12林班との林班界に至り、同所から同林班界を西進し旧トミーヒルズゴルフクラブ栃木コース敷地界に至り、同所から同ゴルフ場敷地界を南西に進みさらに北西に進み渡良瀬川森林計画区栃木市真名子地区13林班の林班界に至り、同所から同林班界を北西に進みさらに北東に進み栃木市道51001号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 112ヘクタール</p>		
<p>小佐越・高柴 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 日光市栗原地内鬼怒川右岸と一般国道121号の交点を起点とし、同所から同一般国道を南進し板穴川左岸（砥川橋）に至り、同所から同河川左岸を西進し砥川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を約100メートル西進した軽費老人ホーム栃木県砥川荘跡地前の高柴地区に通ずる小道との接点に至り、同所から同小道を南西に進み市道今45033号線との接点に至り、同所から同市道を西進し市道今35032号線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道今1026号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み市道今2069号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道今55036号線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道今55035号線との接点に至り、同所から同市道を西進しゴジョウ平沢道との接点に至り、同所から同沢道を北西に進み日光市佐下部と同市柄倉との境界に至り、同所から同境界を北西に進み高山尾根頂上に至り、同所から同尾根を北東に進み鉾山突端にて木戸ヶ沢に至り、同所から同沢を東進し鬼怒川右岸との合流点に至り、同所から同河川右岸を南進し中岩発電所ダム西端を経て一般国道121号との交点に至り、同所から同一般国道を北進し県道宇都宮船生高德線との接点に至り、同所から同県道を南東に進み日光市と塩谷町との行政界に至り、同所から同行政界を南進し鬼怒川右岸に至り、同所から同河川右岸を南東に進み日光市大渡589-2に至り、同所から北西に向かい、同588-2、588-1、587、586、509-1、504、503、505、490、296、297、294、300、304、308、309、310-2、310-4、310-1、311、312、263、261-17、261-14、261-12、261-11、261-7、</p>	<p>令和4(2022)年 11月1日から令和 14(2032)年10月 31日まで</p>	<p>銃 器</p>

	<p>261-1、日光市川室496、495、490、479、476、475-2、474-1、474-2、459-1、456-1、455-1、444-1、442-1、400、399、398-1、397、392、389、361-1、360、354、349-4、日光市大桑町1216、日光市川室712、日光市大桑町1210、1209、1205、1204、1190、1189、990、991、993、995、977、978、974-1、968-1、967-1、961、959-1、1230-1、旧今市市と旧藤原町との行政界に至り、同所から同行政界を西進し一般国道121号に至り、同所から同一般国道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 431ヘクタール</p>		
ピートダイゴルフクラブVIPコース特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 日光市沢又364-1を起点とし、同沢又361-1、362-1、353-1、354、351、350、345、330、331、326、325、324、319、203、204、205、208、209、213、196、195、194、215、191、190、189、179、177、176-2、176-1、169-3、169-4、175、173、172、171、170、169-2、169-1、159、157、155、156、158、日光市嘉多蔵601-1、600-1、599-1、605-1、607-1、620-1、621-1、622、678-1、679-1、680-1、690-1、692-1、693-1、695-1、717-1、715-1、716-1、720-1、721-1、宇都宮市飯山町1049-2、1049-1、1047、1046、1045、1034～1039、1040-2、1005、1006、978、1008、972、968、967、日光市根室863、864、859、856、854、844、759、754-1、36-11、36-2、36-3、36-4、36-5、36-6、32、754-3、43、44、57-1、726-1、692-1に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 92ヘクタール</p>	令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで	銃器
長畑・板荷特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 日光市長畑4352-1を起点とし、同長畑4359、4432、4439、4442、4438、4433、4434、4426、4425-2、4424-2、4415-3、4414-2、4502、4503、4505、4580、4588、4587、4586-1、4586-2、4589-3、4589-4、4590-7、4590-2、59-4、53-6、53-3、鹿沼市板荷7882、7878-2、7877-2、7874、7875、7872、7871、7870、7867-1、7867-2、7859、7858、7860、7862、7856、7855、7854、7915、7920、7931-2、7930、7933-2、7941、7939-1、7942-1、日光市</p>	令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで	銃器

	<p>長畑 4538-4、4543-4、4540-2、4541、4530-3、4516-3、4510、4493、4488、4489、4487、4466-2、4460、4281-1、4328、4327-1、4428、4295、4289、4294、4311、4309-1、4310、4344-1、4343、4348-2、4349、4350-2、4153-3、4154-1、4163、4165、4177、4178、4209、4212、4214、4216-2、4216-1、4217、1046、1040、4228-2、4229-2、4232-1、4231、4303、4305、4298、4297-1、4296、4287、4286、4281-2、4282、4280、4279-2、4278、4277-2、4276-2、4264、4263、4262、4261、4260、4259、4242、4241、4240、4239、4196-1、4195-2、4194、4193、4188、4187-1、4187-3、4186-3、4186-1、4173、4113-2、4121、4120、4119、4118、4122、4123、4114、4124、4125、4128、4131、4179、4180、4183、4182、4186-6、1218-3、1237-1、1237-2、1213-1、1213-2、1211、3878-2、3879、3876、3875、3877-1、3877-2、3866-3、3866-4、3866-6、3860、3855-2、3855-3、3854、3853、3852、3851、3850、3849、3847、3846、3842、1335、1336、1346、1347、1337、1332、1331、1328-2、1327、1318-2、1318-1、1318-3、1314、1312、1310、1301、1299、1298、1295、1294、1276、1274-1、3857、3860、3859、1242-1、1240-2、1172、1174、1173、4139、4143、4160、4159、4156-1、4155-1、4154-3、4153-1、4153-2に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 248ヘクタール</p>		
<p>コリーナ矢板・ロペ倶楽部特定猟具使用禁止区域</p>	<p>1 区域 矢板市玉田地内コリーナ矢板分譲地と塩谷郡塩谷町大字大久保地内株式会社ジュニアンドロペエンターテイメント所有ゴルフ場敷地の接点及び行政界を起点とし、同所から同行政界を北西に進み県道塩谷喜連川線との交点に至り、同所から同県道塩谷喜連川線を東進しコリーナ矢板分譲地の東の境界との交点に至り、同所から同境界を南西に進み、通称湯の沢林道との交点に至り、同所から同林道を南西に進み矢板市と塩谷町の行政界に至る線及び塩谷郡塩谷町大字大久保1859番地の1外340筆ジュニアンドロペエンターテイメント所有のゴルフ場敷地に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>

	2 面積 307ヘクタール		
東荒川ダム 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 塩谷郡塩谷町大字上寺島地内の県道藤原宇都宮線と東荒川ダム管理事務所入口道路との交点を起点とし、同所から管理事務所入口道路を経て堰堤を南進し国有林境との交点に至り、同所から国有林境を西進し天上沢林道との交点に至り、同所から同林道を北東に進み県道藤原宇都宮線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 40ヘクタール	令和4(2022)年 11月1日から令和 14(2032)年10月 31日まで	銃 器
ベルセルバ カントリークラブ 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 さくら市鹿子畑1408番地の2外286筆のベルセルバカントリークラブの敷地全域 2 面積 85ヘクタール	令和4(2022)年 11月1日から令和 14(2032)年10月 31日まで	銃 器
片岡 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 矢板市片岡地内東北縦貫自動車道と江川左岸の交点を起点とし、同所から同河川左岸を東進し市道後岡・梶ヶ沢1号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み県道下河戸片岡線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道片岡7号線との接点に至り、同所から同市道を南進し県道塩谷喜連川線との接点に至り、同所から同県道を西進し市道片岡・乙畑2号線との交点に至り、同所から同市道を南進し矢板市乙畑731番地先の農道との交点に至り、同所から同農道を西進し一般国道4号と市道乙畑・大槻2号線との接点に至り、同所から同市道を西進し谷川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を北西に進み東北縦貫自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北進し市道館の川・こぶし台3号線との交点に至り、同所から矢板南産業団地の敷地境界を右回りに一周し東北縦貫自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 519ヘクタール	令和4(2022)年 11月1日から令和 14(2032)年10月 31日まで	銃 器
宇都宮大学 船生演習林 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 塩谷郡塩谷町大字船生7556番地1外15筆の宇都宮大学所有の同大学農学部附属演習林敷地の全域	令和4(2022)年 11月1日から令和 14(2032)年10月 31日まで	銃 器

	<p>2 面積 519ヘクタール</p>		
<p>佐久山東 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 大田原市福原地内県道矢板那珂川線と県道 蛭田喜連川線との交点を起点とし、同所から 県道矢板那珂川線を西進し旧市立佐久山中学 校西側境界に至り、同所から同境界を北東に 進み市道大神11号線との交点に至り、同所か ら同市道を北東に進み市道大神新田線との交 点に至り、同所から同市道を北進し市道大神 福原線との交点に至り、同所から同市道を西 進し水路右岸との交点に至り、同所から同水 路を北進し神福川右岸との交点に至り、同所 から同右岸を東進し福原橋下流の箒川との合 流点に至り、同所から箒川右岸を東進し旧大 田原市と旧湯津上村の行政界との交点に至 り、同所から同行政界を南東に進み県道福原 小川線との交点に至り、同所から同県道を西 進し県道蛭田喜連川線との交点に至り、同所 から同県道を南進し歩道（山林管理用）との 交点に至り、同所から同歩道を西進し市道福 原10号線との交点に至り、同所から同市道を 南進し市道ふれあいの丘福原南部線との交点 に至り、同所から同市道を東進し県道蛭田喜 連川線との交点に至り、同所から同県道を南 進し起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 400ヘクタール</p>	<p>令和4(2022)年 11月1日から令和 14(2032)年10月 31日まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>佐久山 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 大田原市佐久山地内主要地方道大田原・氏 家線と主要地方道矢板・那珂川線との交点を 起点とし、同所から主要地方道大田原・氏家 線を北進し市道佐久山6号線との交点に至 り、同所から同市道を南東に進み市道親園佐 久山線との交点に至り、同所から同市道を西 進し佐久山2368-1先認定外道路との交点に 至り、同所から同認定外道路を南進し市道佐 久山11号線との交点に至り、同所から同市道 を南東に進み主要地方道矢板・那珂川線との 交点に至り、同所から同県道を北西に進み市 道佐久山12号線との交点に至り、同所から同 市道を南西に進み市道佐久山山の田線との交 点に至り、同市道を西進し畦畔との交点に至 り、同所から同畦畔を南進し揚水井戸に至 り、同所から同所を流れる用水路左岸を西進 し遊歩道（佐久山城址に至る）との交点に至 り、同所から同遊歩道を北西に進み市道葉の 木沢線との交点に至り、同所から同市道を南</p>	<p>令和4(2022)年 11月1日から令和 14(2032)年10月 31日まで</p>	<p>銃 器</p>

	<p>西に進み地類界（畑と山林）の土塁との交点に至り、同所から同土塁を北西に進み山道（實相院墓地に至る）との交点に至り、同所から同山道を北進しさらに北西に進み主要地方道矢板・那珂川線との交点に至り、同所から同県道を北進しさらに東進し起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 45ヘクタール</p>		
<p>ニューセント アンドリュース ゴルフクラブ 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 大田原市佐久山地内、市道大神新田線と市道佐久山小川線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し県道大田原氏家線との交点に至り、同所から同県道を北進し平成13年樹立那珂川森林計画区大田原市佐久山地区6林班ア準林班に隣接する水路との交点に至り、同所から同水路を東進し市道佐久山34号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道藤沢1号線との交点に至り、同所から同市道を南進し同森林計画区10林班ア準林班に隣接する水路との交点に至り、同所から同水路を東進し市道大神新田線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 145ヘクタール</p>	<p>令和4(2022)年 11月1日から令和 14(2032)年10月 31日まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>関谷 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 那須塩原市関谷地内一般国道400号と県道矢板那須線との交点を起点とし、同所から同県道を北東に進み市道日の出2号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道日の出14号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み那珂川森林計画区那須塩原市箒根地区38林班北側林班界との交点に至り、同所から同林班界を北東に進み市道関谷高林線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道矢板那須線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み塩原カントリークラブ敷地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み市道折戸西那須野線との交点に至り、同所から同市道を南進し那珂川森林計画区那須塩原市箒根地区35林班南側林班界に至り、同所から同林班界を北東に進み同34林班界との交点に至り、同所から同林班界を南東に進み同33林班界との交点に至り、同所から同林班西側林班界を南東に進み市道関谷上横林線との交点に至り、同所から</p>	<p>令和4(2022)年 11月1日から令和 14(2032)年10月 31日まで</p>	<p>銃 器</p>

	<p>同市道を南東に進み南西に進みさらに北西に進み旧塩原町と旧西那須野町との行政界の交点に至り、同所から同行政界を北西に進みさらに南西に進み一般国道400号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み市道関谷街道線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道矢板上石上線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道矢板那須線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道堰場ダム線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み和田山隧道に至り、同所から国有林と民有林の境界を北進し箒川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を上流に進み同河川の入勝橋に至る左支系との分岐に至り、同所から同支系を上流に進み一般国道400号と安戸山林道の交点である入勝橋に至り、同所から同国道を関谷方面に進み起点に至る一円の区域</p> <p>2 面積 813ヘクタール</p>		
<p>小川中央 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 那須郡那珂川町小川地内一般国道294号と県道福原小川線と町道上川原線との交点を起点とし、同所から同町道を東進し町道広瀬線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道那珂川桜堤線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道矢板那珂川線に至り、同所から同県道を東進し那珂川右岸に至り、同所から同河川右岸を南進し谷田と吉田の境界に至り、同所から同境界を西進し一般国道294号との交点に至り、同所から同一般国道を北進し町道片平線との交点に至り、同所から同町道を西進し県道小川大金停車場線と町道76号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み白久字上ノ原1289番地先の作業道との交点に至り、同所から同作業道を西進し那須南エコファーム太陽光発電所の境界に至り、同所から同太陽光発電所の境界を南進し塩那南広域農道八溝グリーンラインとの交点に至り、同所から同広域農道を西進し那珂川町と那須烏山市の行政界と那須南エコファーム太陽光発電所の境界との交点に至り、同所から同太陽光発電所の境界を北西に進み県道小川大金停車場線との交点に至り、同所から同県道を西進し町道萱場片平線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道東戸田線との交点に至り、同所から同町道を東進し東戸田字田向628番地先の農道に至り、同所から</p>	<p>令和4(2022)年 11月1日から令和 14(2032)年10月 31日まで</p>	<p>銃 器</p>

	<p>同農道を南東に進みジュンクラシックカントリークラブの境界に至り、同所から同境界を南東に進み片平字宇津ヲ柳896番地2(池沼)地先の県道小川大金停車場線に通じる農道との交点に至り、同所から同農道を南東に進み県道小川大金停車場線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み片平字夕日向1315番地4地先の作業道との交点に至り、同所から同作業道を北西に進み常円寺から通じる作業道との交点に至り、同所から同作業道を東進し片平字新屋敷に通じる小道との交点に至り、同所から同小道を北東に進み片平字岩谷地内から通じる小道との交点を通過し町道東戸田片平線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道田山線との交点に至り、同所から同町道を北進し一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を南西に進み町道後沢馬道線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道薬利後沢線との交点に至り、同所から同町道を北進し林道庭渡沢線との交点に至り、同所から同林道を東進し塩那農道8-2号線との交点に至り、同所から同農道を南進しさらに西進し町道三輪後久保線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道田山線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道三輪中学校通学路線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道下西線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道矢板那珂川線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み町道新中原上町線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道福原小川線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 1,320ヘクタール</p>		
<p>高根沢東北部・南那須鴻野山特定猟具使用禁止区域</p>	<p>1 区域 塩谷郡高根沢町大字花岡地内県道北高根沢氏家線と東日本旅客鉄道株式会社鳥山線との交点を起点とし、同所から同鳥山線を東進し町道503号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道342号線との交点に至り、同所から同町道を東進し県道花岡挟間田線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み町道349号線との交点に至り、同所から同町道を東進し一級河川井沼川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を南進し東日本旅客鉄道株式会社鳥山線との交点に至り、同所から同鳥山線を東進し町道501号線との交点に</p>	<p>令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>

至り、同所から同町道を北進し高根沢町とさくら市との行政界に至り、同所から同行政界を東進し高根沢町とさくら市と那須烏山市との行政界に至り、同所から同行政界を北進し那須烏山市道鴻野山線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道鴻野山1号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道鴻野山厩久保線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道小白井鴻野山線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道西野鴻野山線との交点に至り、同所から同市道を東進し那須烏山市大字鴻野山字小白井959-18番地先農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み市道小白井鴻野山線との交点に至り、同所から同市道を東進し一級河川長者川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を南東に進み市道小倉塩谷線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み南進し市道鴻野山小倉線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道宇井線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み林道宇井田野倉線との交点に至り、同所から同林道を南進し県道宇都宮那須烏山線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道福岡弥五郎線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み那須烏山市福岡字弥五郎1002-15番地先農道との交点に至り、同所から同農道を南進し市道福岡2号線との交点に至り、同所より市道を南東に進み市道福岡線との交点に至り、同所から同市道を西進し那須烏山市と高根沢町との行政界に至り、同所から同行政界を北進し高根沢町道435号線との交点に至り、同所より同町道を西進し町道403号線との接点に至り、同町道を西進し町道434号線との交点に至り、同所から同町道を北進し市道小白井鴻野山線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み町道561号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道433号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道542号線との交点に至り、同所から同県道を西進し一級河川井沼川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を南進し町道334号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道419号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道131号線との交点に至り、同所から同町道を西進し県道上高根沢氏家線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

	2 面積 1,060ヘクタール		
南那須芳朝寺 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 那須烏山市森田地内市道森田線の寺下橋を 起点とし、同所から同市道を東進し市道向田 落合線との接点に至り、同所から同市道を南 進し通称城ヶ下農道との交点（星宮神社前） に至り、同所から同農道を西進し通称山下小 道との交点に至り、同所から同小道を北西に 進み伊達堀との交点に至り、同所から同堀を 北東に進み沢との合流点に至り、同所から沢 を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 58ヘクタール	令和4(2022)年 11月1日から令和 14(2032)年10月 31日まで	銃 器
栃木西部 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 栃木市皆川城内町地内東北自動車道と県道 栃木佐野線との交点を起点とし、同所から同 自動車道を南西に進み市道14314号線との交 点に至り、同所から同市道を北西に進み県道 栃木佐野線との交点に至り、同所から同県道 を南西に進みさらに西進し市道2068号線との 交点に至り、同所から同市道を西進し県道中 藤岡線との交点に至り、同所から同県道を北 進し稜線（唐沢山県立自然公園の境界）との 交点に至り、同所から同稜線を北東に進み、 三角点297米に至り、同所から佐野市と栃木 市の行政界に沿って北進し、旧栃木市と旧岩 舟町との行政界に至り、同所から同行政界を 東進し下都賀郡岩舟町大字小野寺4925番地外 桃里カントリー倶楽部敷地界に至り、同所か ら同ゴルフ場敷地界を東進し通称滝の沢尾根 筋道との交点に至り、同所から同道を北東に 進み市道14269号線との交点に至り、同所か ら同市道を東進し県道栃木佐野線との交点に 至り、同所から同県道を東進し県道栃木田沼 線との交点に至り、同所から同県道を北西に 進み市道14209号線との交点に至り、同所か ら同市道を北東に進み石尊山山頂に通じる尾 根との交点に至り、同所から同尾根を北進し 石尊山山頂に至り、同所から栃木市尻内町 984番地1号外トチギノースヒルズゴルフ コース敷地界に至る尾根を北西に進み同ゴル フ場敷地界に至り、同所から同ゴルフ場敷地 界を西進しさらに北東に進み栃木市千塚町 561番地外ゴールド栃木プレジデントカント リークラブ敷地界に至り、同ゴルフ場敷地界 を南進し市道14140号線との交点に至り、同 所から同市道を東進し市道2053号線との交点	令和4(2022)年 11月1日から令和 14(2032)年10月 31日まで	銃 器

	<p>に至り、同所から同市道を南進しさらに西進し市道14238号線との交点に至り、同所から同市道を南進しさらに西進し市道2053号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道栃木佐野線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 983ヘクタール</p>		
<p>小山・野木 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 小山市大字向野地内市道16号線と栃木県と茨城県との県境との交点を起点とし、同所から同県境を南西に進み県道東野田古河線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み小山市道3248号線との交点に至り、同所から同市道を東進し小山市道35号線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道明野間々田線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み東日本旅客鉄道株式会社東北本線との交点に至り、同所から同鉄道を南西に進み野木町道2級幹線10号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み野木町道潤島2号線との交点に至り、同所から同町道を南進し旧野木町道潤島丸林2号線であった赤道との交点に至り、同所から同赤道を南東に進み野木町道区画街路62号線との交点に至り、同所から同町道を南進し野木町道潤島12号線との直線距離が最短となる地点に至り、同所から最短距離を通過して野木町道潤島12号線に至り、同所から同町道を南進し県道佐川野友沼線との交点に至り、同所から同県道を西進し野木町道1級幹線6号線との交点に至り、同所から同町道を南進し野木町道中谷南赤塚5号線との交点に至り、同所から同町道を東進し野木町道南赤塚中谷2号線との交点に至り、同所から同町道を東進し野木町道南赤塚12号線との交点に至り、同所から同町道を東進し野木町道南赤塚10号線との交点に至り、同所から同町道を東進し県道東野田古河線との交点に至り、同所から同県道を北進し栃木県と茨城県との県境に至り、同所から同県境を南西に進み渡良瀬川左岸の堤防敷の西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同境界線と野木町野渡地先野渡グラウンド敷地南東端を最短で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を西進し同グラウンド敷地南東端に至り、同所から同グラウンド敷地の境界線を西進し同グラウンド敷地北東端に至り、同所から同所と同堤防敷の西側境界線を最短で</p>	<p>令和4(2022)年 11月1日から令和 14(2032)年10月 31日まで</p>	<p>銃 器</p>

結ぶ直線を東進し同境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同堤防敷北端に至り、同所から同所と渡良瀬川左岸の河川敷境界線とを最短で結ぶ直線を東進し同境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し野渡樋管の石積斜面の敷地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し渡良瀬川左岸の河川敷の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し野木町野木大手箱地先道路交差点の南側道路敷地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同境界線と同道路交差点とを最短で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を北東に進み同道路交差点に至り、同所から河川管理道路の西側境界線を北進し野木町野木羽毛田地先の同河川管理道路北端に至り、同所から同所と思川左岸河川敷の境界線とを最短で結ぶ直線を東進し同境界線に至り、同所から同境界線を北東に進み思川左岸の堤防敷の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み思川左岸の河川敷の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み思川左岸の堤防敷の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み野木町友沼地先の県道南小林松原線松原大橋の南側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み思川右岸の堤防敷の南側境界線と小山市と野木町との行政界との交点に至り、同所から同行政界を西進しさらに東進し思川左岸堤防外側法下との交点に至り、同所から同堤防外側法下（堤防がない場所は河川敷境界）を北東に進み小山市道40号線との交点に至り、同所から同市道を東進し小山市道4222号線との交点に至り、同所から同市道を北進し一般国道50号との交点に至り、同所から同国道を西進し思川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防（堤防がない場所は河川敷境界）を北進し県道栃木小山線観晃橋に至り、同橋から同県道を東進し県道小山停車場線との交点に至り、同所から同県道を東進し県道栗宮喜沢線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み一般国道4号との交点に至り、同所から同一般国道を北東に進み小山市道11号線との交点に至り、同所から同市道を東進し小山市と下野市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を南進しさらに北東に進み小山市道11号線との交点に至り、同所から同市道を東進し小山市道2450号線との交点に至り、同所から同市道を

	<p>南東に進み小山市道2443号線との交点に至り、同所から同市道を南進し小山市道2442号線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道小金井結城線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み一般国道4号(新4号)との交点に至り、同所から同一般国道を南進し小山市道16号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み小山市道17号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み小山市道259号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み小山市道15号線との交点に至り、同所から同市道を東進し小山市道16号線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域のうち、小山市乙女地内の小山市と野木町との行政界と小山市道242号線との交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み一般国道4号との交点に至り、同所から同所と野木町と小山市との行政界とを最短で結ぶ直線を南進し同行政界との交点に至り、同所から同行政界を南西に進みさらに北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域を除いた区域</p> <p>2 面積 8,123ヘクタール</p>		
<p>足利特定猟具使用禁止区域</p>	<p>1 区域 足利市野田町地内渡良瀬川右岸堤防と県道佐野太田線との交点を起点とし、同所から同堤防を北西に進み県道足利邑楽行田線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道佐野太田線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道上洪垂愛宕台中学校通り線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道上洪垂藤本通り線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道島田通り線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道佐野太田線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道堀込町31号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道里矢場町3号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道南大町荒金通り線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道里矢場町29号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道里矢場町32号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道里矢場町42号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道南大町荒金通り線との交点に至り、同所から同市道を北進し一般国道50号との交点に至り、同所から同一般国道を北西に進み栃木県と群馬県との県境に至</p>	<p>令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで</p>	<p>銃器</p>

り、同所から同県境を北西に進み小俣町4064番地(モダエヤマ)に至り、同所から尾根に沿って南東に進み経ヶ峯頂点に至り、同所から南東に伸びる尾根に沿って進み小俣川宝珠坊橋と県道名草坂西線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道小俣小学校北通り線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道鶏足寺坂西中学校通り線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道葉鹿三和小学校通り線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道栗谷通り線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道栗谷町16号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道栗谷町20号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道栗谷町18号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道栗谷町15号線との交点に至り、同所から同市道を東進し同市道の終点に至り、同所からさらに尾根に沿って東進し栗谷町と松田町との境界に至り、同所から同境界を南進し松田町と板倉町との境界に至り、同所から同境界を南東に進み板倉町800番地の1地先で県道松田葉鹿線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道金丸五十部通り線との交点に至り、同所から同市道を東進し行道山鳥獣保護区の境界に至り、同所から同境界を南東に進み両崖山鳥獣保護区の境界に至り、同所から同境界を北東に進み再び行道山鳥獣保護区の境界に至り、同所から同境界を北東に進み市道田島町59号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道田島町7号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道赤松台2丁目11号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道田島町51号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道田島町8号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道田島東通り線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道北郷学校通り線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道大橋菅田通り線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道足利環状線との交点に至り、同県道を東進しさらに南進し県道桐生岩舟線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道大久保町36号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道大久保町35号線との交点に至り、同所から同市道を北進し東松苑ゴルフ場敷地界に至り、同所から同敷地界を北東に進み市道駒場町39号線との交点に至り、同所から同

	<p>市道を東進し市道迫間寺岡通り線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道桐生岩舟線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道駒場奥戸通り線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道多田木町1号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道迫間町7号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道迫間町8号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道迫間町14号線との交点に至り、同所から同市道を北進し東日本旅客鉄道株式会社両毛線との交点に至り、同所から同鉄道を西進し市道福富川崎通り線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道川崎天神通り線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道川崎町60号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道川崎町24号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道佐野太田線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 4,348ヘクタール</p>		
<p>壬生北小林 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 下都賀郡壬生町大字北小林地内県道宇都宮栃木線と町道2-174号線との交点を起点とし、同所から同町道を西進し町道2-177号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道2-419号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道2-169号線との交点に至り、同所から同町道を西進し県道上田壬生線との交点に至り、同所から同県道を南進し町道1-338号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道7号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道8号との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道1-152号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道1-145号線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道宇都宮亀和田栃木線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み県道上田壬生線との交点に至り、同所から同県道を南進し町道65号線との交点に至り、同所から同町道を東進し県道宇都宮栃木線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 401ヘクタール</p>	<p>令和4(2022)年 11月1日から令和 14(2032)年10月 31日まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>都賀大柿 特定猟具</p>	<p>1 区域 栃木市都賀町大字大柿地内県道栃木粟野線</p>	<p>令和4(2022)年 11月1日から令和</p>	<p>銃 器</p>

使用禁止区域	<p>と一般国道293号との交点を起点とし、同所から同一般国道を西進し市道1009号線との交点に至り、同所から同町道を西進し大柿コミュニティセンター入口に通じる道路との交点に至り、同所から同センター入口に通じる道路を北進しセンター北側の墓地に通じる小道に至り、同所から同小道を北進しさらに西進し龍興寺敷地に沿って北進し西進しさらに南進し同寺南西の入口に至り、同所から同寺の参道を南進し市道1009号線との交点に至り、同所から同市道を西進し旧都賀町と旧西方町との行政界との交点に至り、同所から同行政界を東進し県道栃木栗野線との交点に至り、同所より同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 278ヘクタール</p>	14(2032)年10月31日まで	
小山網戸特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 小山市大字網戸地内県道和泉間々田線と県道菰島白鳥線の交点を起点とし、同所から県道菰島白鳥線を北進し新荒川橋に至り、同所から新荒川を南東に進み思川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南進し県道和泉間々田線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 60ヘクタール</p>	令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで	銃器
壬生藤井特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 下都賀郡壬生町大字藤井地内壬生町道1号線と県道笹原壬生線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し壬生町と下野市との行政界に至り、同所から同行政界を南東に進み町道3-238号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道1号線との交点に至り、同所から同町道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 96ヘクタール</p>	令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで	銃器
栃木市渡良瀬の里特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 栃木市藤岡町大字赤麻地内の栃木市道32282号線と栃木市道2146号線との交点を起点とし、同所から栃木市道2146号線を南東進し栃木市道32307号線との交点に至り、同所から同市道を南進し渡良瀬遊水地周囲堤の河川管理道路の南側境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し渡良瀬遊水地周囲堤敷の南側境界線との交点に至り、同所から同</p>	令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで	銃器

	<p>所と栃木市道32282号線との直線距離が最短となる地点に至り、同所から同市道を南東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 8ヘクタール</p>		
中根 特定 銃具 使用 禁止 区域	<p>1 区域 栃木市藤岡町大字中根地内の栃木市道32172号線と渡良瀬遊水地周囲堤敷との交点を起点とし、同所から同周囲堤敷の南側境界線を東進し渡良瀬遊水地第三調整池の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同周囲堤敷との交点に至り、同所から最短距離を通過して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 1ヘクタール</p>	令和4(2022)年 11月1日から令和 14(2032)年10月 31日まで	銃器
巴波川 特定 銃具 使用 禁止 区域	<p>1 区域 栃木市藤岡町大字部屋地内の巴波川右岸の渡良瀬遊水地周囲堤敷の南側境界線と県道藤岡乙女線巴波橋の西側境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南進し巴波川左岸の同周囲堤敷の北側境界線に至り、同所から同境界線を西進し渡良瀬遊水地第三調節池の周囲堤敷北端との直線距離が最短となる地点に至り、同所から最短距離を通過して同周囲堤敷北端に至り、同所から同周囲堤敷の北側境界線を東進し同周囲堤敷東端と同周囲堤敷との交点に至り、同所から同周囲堤敷の南側境界線を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 9ヘクタール</p>	令和4(2022)年 11月1日から令和 14(2032)年10月 31日まで	銃器
谷田川 特定 銃具 使用 禁止 区域	<p>1 区域 栃木市藤岡町大字内野地内の谷田川橋東側境界線と谷田川左岸との交点を起点とし、同所から同境界線を南進し谷田川右岸に至り、同所から河川管理道路の東側境界線を南進し栃木県と埼玉県との県境に至り、同所から同県境を北西に進み谷田川左岸に至り、同所から谷田川左岸を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域及び栃木市藤岡町大字内野地内の下宮橋と谷田川左岸との交点を起点とし、同所から谷田川左岸を南東進し栃木県と埼玉県との県境に至り、同所から同県境を西進し栃木県と群馬県との県境に至り、同所から同県境を北進し谷田川左岸に至り、同所から谷田川左岸を南東に進み起点に至る線に囲</p>	令和4(2022)年 11月1日から令和 14(2032)年10月 31日まで	銃器

	まれた一円の区域 2 面積 22ヘクタール		
渡良瀬 カントリークラブ ゴルフ場 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 栃木市藤岡町大字赤麻地内の渡良瀬運動公園東端を起点とし、同所から同公園境界線を西進しさらに南進し同公園南東端に至り、同所から同所とゴルフ場敷地とを最短で結ぶ直線を南進し同ゴルフ場（資材置き場及び作業場を含む。）敷地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進しさらに北西に進みさらに南進しさらに東進しさらに南進しさらに西進し同ゴルフ場敷地の南西端に至り、同所から同所と渡良瀬遊水地周囲堤敷とを最短で結ぶ直線を西進し同周囲堤敷の東側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し渡良瀬遊水地第一調整池周囲堤敷の北側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同境界線と渡良瀬運動公園の東端とを最短で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 2 面積 136ヘクタール	令和4(2022)年 11月1日から令和 14(2032)年10月 31日まで	銃器

(自然環境課)

栃木県告示第495号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定に基づく第72回准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

令和4(2022)年10月14日

栃木県知事 福田 富一

- 1 試験期日
令和5(2023)年2月5日(日)
- 2 試験場所
宇都宮市陽南4丁目2-1 栃木県立衛生福祉大学校
- 3 願書の提出期間
 - (1) 提出期間
令和4(2022)年12月12日(月)から同月15日(木)まで
(郵送の場合は、簡易書留にて令和4(2022)年12月15日(木)までの消印有効)
 - (2) 提出場所
〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1-20
栃木県保健福祉部医療政策課看護職員育成担当 電話028(623)3152
- 4 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 5 受験資格
保健師助産師看護師法第22条各号のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当する者）とする。

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(令和5(2023)年3月までに修業する見込みの者を含む。)
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(令和5(2023)年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
- (3) 文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者(令和5(2023)年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
- (4) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(令和5(2023)年3月までに修業する見込みの者を含む。)
- (5) 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者(令和5(2023)年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
- (6) 外国の保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、栃木県知事が適当と認めたもの

6 受験手続

試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

- (1) 第72回栃木県准看護師試験願書
- (2) 第72回栃木県准看護師試験写真票・受験票
出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記入したものを貼り付けること。
- (3) 受験資格を証する書類
ア 5の(1)から(5)までのいずれかに該当する者は、当該学校又は養成所の修業証明書又は卒業証明書。修業又は卒業見込みである者については、修業見込証明書又は卒業見込証明書とするが、令和5(2023)年3月3日(金)午後5時までに修業証明書、卒業証明書又は卒業(修業)確定証明書のいずれかを提出すること。また、卒業(修業)確定証明書を提出した者については、令和5(2023)年3月10日(金)午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。修業証明書、卒業証明書又は卒業(修業)確定証明書がそれぞれの提出期限までに提出されないときは、試験結果のいかんにかかわらず当該者に係る試験を無効とする。
なお、出願書類を学校又は養成所で取りまとめる場合には、修業見込証明書又は卒業見込証明書は一連名簿で提出しても差し支えない。
イ 5の(6)又は(7)に該当する者は、当該事実を証する書類の写し

7 受験票の交付

出願書類を受理した後、受験資格があると認められた者については、本人又は学校若しくは養成所に受験票を送付する。

(医療政策課)

栃木県告示第496号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和4(2022)年10月14日から同年11月14日まで一般の縦覧に供する。

令和4(2022)年10月14日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮結城線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
35	前	河内郡上三川町大字上三川字相野田 3197-3 から 河内郡上三川町大字上三川字相野田 3198-1 まで	19.0～19.0	25.3	
	後	河内郡上三川町大字上三川字相野田 3197-3 から 河内郡上三川町大字上三川字相野田 3198-1 まで	21.2～21.2	25.3	

II

道路の種類 県道
路線名 主要地方道 真岡上三川線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
318	前	河内郡上三川町大字上三川字相野田 3197-3 から 河内郡上三川町大字上三川字庚申塚 4376-3 まで	20.7～24.8	329.3	
	後	河内郡上三川町大字上三川字相野田 3197-3 から 河内郡上三川町大字上三川字庚申塚 4376-3 まで	21.5～25.0	329.3	

III

道路の種類 県道
路線名 主要地方道 つくば真岡線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
326	前	真岡市田町3-2 から 真岡市田町字田町2309-4 まで	10.9～17.2	420.0	
	後A	真岡市田町3-2 から 真岡市田町字田町2309-4 まで	10.9～17.2	420.0	
	後B	真岡市田町字田町2237-1 から 真岡市荒町字荒町2185-2 まで	6.0～16.0	340.0	

栃木県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土整備部道路保全課において、令和4（2022）年10月14日から同年11月14日まで一般の縦覧に供する。

令和4（2022）年10月14日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道408号	塩谷郡高根沢町大字宝積寺181から 塩谷郡高根沢町大字宝積寺167-2まで	令和4(2022)年 10月14日

(道路保全課)

栃木県告示第498号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示(令和2年栃木県告示第44号)により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和4(2022)年10月14日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
略			略		
塩谷町大字玉生6209	略	略	塩谷町大字玉生6209	略	略
			塩谷町大字船生I6-2-001	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
略			略		

栃木県告示第499号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(令和2年栃木県告示第45号)により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和4(2022)年10月14日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
塩谷町大字船生ⅢF2002	略	略	略	塩谷町大字船生ⅢF2002	略	略	略
				塩谷町大字船	別紙図面	土石流	別紙図面

				生I6-2-001	のとお り。(図 面省略)	のとお り。(図 面省略)
--	--	--	--	-----------	---------------------	---------------------

栃木県告示第500号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県矢板土木事務所及び塩谷町役場において縦覧に供する。

令和4（2022）年10月14日

栃木県知事 福田 富一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害発生原因となる 自然現象の種類
塩谷町船生I6-2-001	別紙図面のとおりに。(図面省略)	土石流

(砂防水資源課)

栃木県告示第501号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和4（2022）年10月14日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長 及び幅員	指 定 年 月 日	所 管 の 土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	さくら市氏家字上人坂1116-1、1116-5の各一部	延長60.64m 幅員6.03m	令和4 (2022)年 9月9日	大田原 土木事務所

栃木県告示第502号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（昭和50（1975）年12月5日第4862号）を次のとおり一部廃止したので、公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和4（2022）年10月14日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長 及び幅員	廃 止 年 月 日	所 管 の 土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	那須郡那須町大字高久丙字北条平1147-62、1147-63、1147-70、1147-71、1147-589、1147-590、1147-591の各一部	延長407.65m 幅員4.00m～ 8.00m	令和4 (2022)年 9月12日	大田原 土木事務所

(建築課)

公 告

○水源地域の指定の案の縦覧等

栃木県水源地域保全条例（令和4年栃木県条例第3号）第11条第1項の規定により水源地域を指定しようとするので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該水源地域の指定の案を、栃木県環境森林部森林整備課並びに各環境森林事務所及び矢板森林管理事務所において、令和4（2022）年10月14日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

なお、同条第4項及び栃木県水源地域保全条例施行規則（令和4年栃木県規則第12号）第5条の規定により、当該水源地域の指定の案に意見がある当該区域内の森林の土地所有者等及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4（2022）年10月14日

栃木県知事 福田 富一

市町村名	町 又 は 大 字 名
宇都宮市	新里町、大網町、篠井町、飯山町、石那田町、上小池町、下小池町、福岡町、田野町、中里町、冬室町、宮山田町、免ノ内町、高松町
足利市	名草上町、名草中町、名草下町、松田町、粟谷町
佐野市	長谷場町、白岩町、作原町、閑馬町、下彦間町、飛駒町、柿平町、水木町、秋山町
鹿沼市	板荷、下大久保、上大久保、草久、加園、下久我、上久我、上南摩町、口栗野、中栗野、入栗野、中粕尾、上粕尾、上永野
日光市	瀬川、瀬尾、平ヶ崎、千本木、下の内、吉沢、室瀬、土沢、小倉、小代、長畑、明神、板橋、手岡、岩崎、大桑町、川室、轟、芹沼、倉ヶ崎、小百、原宿、佐下部、栗原、大沢町、水無、森友、荊沢、針貝、大室、薄井沢、根室、山口、猪倉、木和田島、塩野室町、矢野口、沢又、嘉多蔵、沓掛、小林、中鉢石町、下鉢石町、御幸町、松原町、安川町、匠町、本町、山内、久次良町、清滝和の代町、清滝丹勢町、清滝町、清滝二丁目、清滝三丁目、細尾町、中宮祠、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川、滝ヶ原、横川、上三依、中三依、芹沢、独鉆沢、五十里、藤原、鬼怒川温泉滝、小佐越、足尾町、黒部、土呂部、湯西川、西川、日向、日蔭、上栗山、野門、川俣
大田原市	黒羽田町、前田、北野上、八塩、北滝、片田、亀久、河原、両郷、寺宿、大久保、久野又、須佐木、須賀川、雲岩寺、南方
矢板市	片俣、塩田、幸岡、下太田、泉、上太田、長井、立足、平野、上伊佐野、下伊佐野、田野原
那須塩原市	板室、亀山、木綿畑、小結、鳴内、高林、戸田、鳥野目、西岩崎、東原、細竹、箕輪、百村、箭坪、油井、湯宮、宇都野、遅野沢、金沢、上塩原、塩原、下田野、関谷、中塩原、蓼沼、湯本塩原
那須烏山市	上境、小木須、横枕、大木須、大沢
茂木町	大字小貫、大字深沢、大字飯、大字小山、大字福手、大字鮎田、大字青梅、大字林
塩谷町	大字玉生、大字芦場新田、大字東房、大字下寺島、大字上寺島、大字鳥羽新田、大字喜佐見、大字熊ノ木、大字船生
那須町	大字豊原甲、大字豊原乙、大字豊原丙、大字高久甲、大字高久乙、大字高久丙、大字湯本、大字大島、大字芦野、大字横岡、大字寄居、大字伊王野、大字大和須、大字蓼沢、大字梓、大字大畑
那珂川町	馬頭、富山、大内、谷川、盛泉、大那地、大山田下郷、大山田上郷、小砂

（森林整備課）

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4（2022）年10月14日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
下都賀郡壬生町大字中泉字西原464番9、464番14	河内郡上三川町大字石田2015番地	芝 野 吉 保
下都賀郡野木町大字友沼字塚田148番2	下都賀郡野木町大字友沼250番地3	荒 井 昌 則 荒 井 美 穂

(都市計画課)